

周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成
業務委託公募型プロポーザル

参加表明書・技術資料・添付資料に係る質問及び回答

公募型プロポーザルに対する質問回答（参加表明書等）

業務の名称		周南市統合型 GIS 等構築基本計画策定及びデータ構築仕様書作成業務委託		
実施場所		周南市内		
月日	項目	質問内容	月日	回答
6月23日	評価基準表 参加表明者の 経験及び 能力	評価基準に「業務実績が、当該業務と類似性があり、本業務を実施するにあたり有効な実績を有している」と記載されておりますが、 <u>類似</u> の業務としては、統合型 GIS 基本計画書、データ構築仕様書の他に、別紙 2 参考仕様書の「2 本業務の目的」に記載された、統合型・公開型 GIS、3D 都市モデルの導入及びそれらの基礎となる各種地理空間情報の電子データの業務実績と理解してよろしいでしょうか。	6月27日	<p>当該評価事項については、類似性の有無もありますが、「本業務を実施するにあたり有効な実績を有しているか」が評価基準の趣旨となりますので、提出された業務実績が類似業務か否かを判断することはありません。そのため、「様式 2 企業の業務実績調書」の「本業務との関連性」の欄に、業務実績のどのような点が、本業務を実施するにあたり有効であるかを具体的に記載してください。</p> <p>また、「管理技術者」と「主たる担当技術者」に対する評価事項「専門技術力」についても同様に評価することとしています。</p>

	<p>別紙 3 参加表明書 等作成要領 (1) 参加 表明書・技 術資料 様式 2 (企 業の業務実 績調書)</p>	<p>「記載内容を証する書類として、登録通知、TECRIS、契約書等の該当部分の写しを添付すること。」と記載されておりますが、登録通知、TECRIS、契約書のいずれかで記載内容を証する書類であればよろしいでしょうか。 また、登録通知とは業務完了通知と理解してよろしいでしょうか。</p>		<p>記載内容を証する書類は、例示している書類を全てではなく、いずれかの書類でかまいません。 登録通知はTECRISの業務完了登録など、各種登録、証明等に対する総称として記載しており、業務内容が明示され、それを証明できる書類の提出をお願い致します。</p>
	<p>告示 1 業務の概 要 (3) 業 務内容</p>	<p>「技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。」と記載されておりますが、契約時に仕様を変更した場合、担当者を増員する事は可能でしょうか。</p>		<p>受託候補者の技術提案内容への仕様書変更において、業務内容等により担当者を増員して配置することは可能です。</p>
	<p>別添 1 提出書類の 様式 (様式 4) 予定技術 者の経歴等</p>	<p>「注 2：上記のことを証する契約書、業務計画書、仕様書、業務報告書等の該当部分の写し等を添付すること。」と記載されておりますが、TECRIS登録をしている場合は、TECRISも証明書類の一部として認められますでしょうか。</p>		<p>様式 4 注記に記載されている事項について、TECRIS登録内容確認書も証明書類とすることが可能です。</p>